

平成15年11月26日(水)

西伯町・会見町合併協議会

協議会だより 号外 第18号

～ 第16回協議会開催～

スポーツ少年団は平成17年度以降一本化へ

11月22日(土)、西伯町役場会議室で第16回西伯町・会見町合併協議会が開催されました。

今回の会議では、まず、社会体育業務について協議されました。

体育指導委員は、西伯町に8名、会見町に6名置かれていますが、合併時に、町民千人当たり1人を基準とし、12名とすることとなりました。

スポーツ振興委員は、各町に7名置かれていますが、合併時に7名とし、内2名以上は女性とすること、行政関係委員は行いことが確認されました。

スポーツ少年団は、平成17年度以降、補助金のあり方等を整理した上で、一本化することとなりました。

町民スポーツ大会は、平成16年度は各町の例により開催し、平成17年度においては新町民の一体感を醸成するため町が主体となって開催すること、平成18年度以降は住民参画の手法で開催方法を検討の上、町民主体の事業に移行することが確認されました。

手数料条例は現在の取り扱いを継続

手数料の内、手数料条例に定められている事項については、両町共に規定を設けているものはいずれも同一料金であり、両町の例によることとされました。また、いずれかの町にのみ規定がある事項については、その規定を適用することとされました。たとえば、住民票の写しの交付は両町とも1通当たり300円ですので、新町発足時にも引き続き同額とすることとなりました。

農地転用許可などの県からの権限は新町で移譲を受ける

合併後2回目以降の農業委員会の選挙による委員の選挙については、総定数・選挙区の取り扱いを含めて、新町で調整することとされました。これは、合併時は経過措置として選挙区を設けることとすることが適当であるが、国が農業委員会制度を見直していることなどを考慮した結果です。

なお、県からの権限移譲項目の内、西伯町のみが移譲を受けている農地転用許可などについては、町民の利便性を最重点に考え、新町においても引き続き権限移譲をうけることが確認されました。

消防団役場班の報酬は支給しない

継続審査となっていた消防団の取り扱いの内、役場班(役場職員のみで構成)の報酬は支給しないこととされました。なお、出動手当については規定により全額支給し、消耗品などは現物支給することとされました。

次回は12月6日(土)会見町役場で、午後1時30分から開催します。

発行 西伯町・会見町合併協議会

編集 西伯町・会見町合併協議会事務局(合併推進室)

所在地: 会見町天萬558番地

電話 48-3375 FAX 48-3376

HP <http://www.saihaku.net/aimi/>

E-mail otayori@sanmedia.or.jp